

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日には、そ
の翌日)

目 次

◇告 示 砂利採取法による聴聞

告 示

鳥取県告示第百三十五号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第三十八条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、砂利の採取計画等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令・建設省令第一号)第十三条の規定により告示する。

昭和四十八年二月十七日

鳥取県知事 石破二朗

一 聽聞会の期日及び場所

昭和四十八年二月二十六日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁会議室(旧県会第三会議室)

二 聽聞当事者及び事案の内容

住 所	事 案 の 内 容
氏 名	事 案 の 内 容
鳥取市行徳字 八七六	昭和四十七年六月岩美郡福部村大字海士 地内における砂利採取に係る砂利採取法 第十二条の規定による処分
鳥取市富安 二二七の二 代表者 中山牧藏	昭和四十八年一月鳥取市浜坂地内及び岩 美郡福部村大字湯山地内における砂利採 取に係る砂利採取法第十二条の規定によ る処分